

# 企画競争説明書

業務名称： インドネシア国防災事前投資に向けた洪水対策マスタープランプロジェクト

調達管理番号： 21a00858

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1章 8 プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年12月1日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年12月1日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国防災事前投資に向けた洪水対策マスタープランプロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月 ～ 2026年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。こ

れらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の10%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者 : 小嶋良輔 [Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp](mailto:Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

地球環境部防災グループ防災第一チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま  
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作  
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の  
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反  
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企  
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

- 「インドネシア国防災事前投資に向けた洪水対策マスタープラン策定能力強化  
プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：20a0128601）の  
受注者（株式会社アールクエスト）及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の  
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定  
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する  
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成  
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての  
社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契  
約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた  
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格  
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年12月10日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。  
注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年12月16日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年1月7日 12時
- (2) 提出方法：  
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。  
(件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
  - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
  - 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名 : (調達管理番号) \_ (法人名) \_ 見積書

[例 : 20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ。プロポーザルとは別のPDFファイルにしてください。)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費(航空賃)
  - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

- e) その他（以下に記載の経費）
  - ・本邦研修・招へいに係る経費
  - ・現地再委託経費（自然条件調査（測量を含む）及び環境社会配慮ベースライン調査）
  - ・ワークショップ、セミナー、現地スタディツアーに係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨 IDR1=0.008 円
  - b) US\$ 1 =113.844 円
  - c) EUR 1 =132.164 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。  
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項  
特になし

## 9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／河川計画
  - b) 河川構造物計画・維持管理
  - c) 組織能力強化／予算管理
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約32人月

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポー

ザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年1月24日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、ご希望があれば監督職員が契約交渉後あるいは原課との打合せ時にプロポーザルの評価内容を説明しますので、ご希望の場合は原課へご依頼ください。

## 1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

#### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 13 その他留意事項

#### (1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：洪水対策マスタープラン策定に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／河川計画
- 河川構造物計画・維持管理
- 組織能力強化／予算管理

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／河川計画】

- a) 類似業務経験の分野：河川計画に係る各種業務
  - b) 対象国・地域又は類似地域：インドネシア国又は東南アジア地域
  - c) 語学能力：英語
  - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：河川構造物計画・維持管理】
- a) 類似業務経験の分野：河川構造物に係る各種業務
  - b) 対象国・地域又は類似地域：評価しない
  - c) 語学能力：評価しない
- 【業務従事者：組織能力強化／予算管理】
- a) 類似業務経験の分野：組織能力強化に係る各種業務
  - b) 対象国・地域又は類似地域：インドネシア国又は東南アジア地域
  - c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(26)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／河川計画	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：河川構造物計画・維持管理	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力：組織能力強化／予算管理	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：2022年1月14日（金） 14：00～  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - a) Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - b) 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。  
注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」もしくは「JICA」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「インドネシア国防災事前投資に向けた洪水対策マスタープランプロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

災害頻発国であるインドネシアでは、地震、洪水、津波および地滑り等の自然災害が毎年頻発しており、1980年から2018年までのEM-DATによる統計で、死者約19万人、被災者約2,445万人、経済被害額約294億USドルという甚大な被害が発生したとされている。またインドネシアは、その気候や地理的条件から洪水リスクも高く、インドネシア国家防災庁の災害データベースによる災害種毎の発生件数では、洪水を含む水関連災害が最も多く、全体の半数を占めている。またEM-DATの統計によると死者数に関しては、洪水が最も多く、経済被害も地震、森林火災に次ぎ、洪水が第3位となっている。その水関連災害は年々増加し同国全土で生じており、国民の約3割以上が洪水リスクエリアに居住しており、気候変動の影響によりさらなるリスクの高まりが懸念されている。その経済損失額は年間約460億円にも上る現状があり、また洪水により基幹交通網が分断されることにより、人の動きや流通に影響を与え、さらなる経済活動の停滞の要因ともなっている。

5か年計画である「国家中期開発計画（RPJMN）2020-2024」では、防災は7つの優先課題の一つとして「Building the Environment, Improvement of Disaster Resilience and Climate Change」を掲げており、この中で防災に関して「Enhancement of Disaster and Climate Resilience」が柱の一つとして位置付けられている。洪水対策も重要施策の一つとして掲げられ、洪水リスク削減に取り組んでいる。洪水対策の主務官庁は公共事業・国民住宅省（以下、PUPR）であり、河川改修などの構造物対策を中心として洪水予測などの非構造物対策も含む河川流域における洪水対策を実施している。また他省庁も含めたインドネシア政府全体として、流域における森林・農地等の管理や、資産買収、土地利用計画、建築基準、開発計画規制等により洪水リスク削減を図るとともに、住民啓発や早期警報、応急対応等にも努めている。

さらにインドネシアでは経済成長および洪水被害の増大、気候変動影響による洪水の激甚化等の洪水リスクの増大に伴い、一層の洪水対策の推進が求められている。現在、インドネシアのインフラ関連予算2.8兆円（2015-2019年平均）のうち約32%にあたる0.9兆円（2015-2019年平均）をPUPRの予算が占めている。そのうち約4割を治水担当部局である水資源総局が占めており年間約10%ずつ予算も増加している。一方で、水資源総局における治水予算は15%ほどに留まっており、同局が管轄する水資源分野、灌漑分野よりも比較的予算額は小さくなっている。

また治水予算が国家予算（2015）に占める割合は0.4%に留まっており、同じ災害多発国である日本（1.7%）や途上国のフィリピン（2.6%）と比較しても、洪水災害リスク削減に向けた更なる治水投資（予算）が必要である。

これまでの日本の協力では、洪水対策マスタープラン（以下、「洪水対策M/P」という）の策定支援と、資金協力によるマスタープランに基づく対策の実施支援を行ってきた。さらに、流域関係機関との連携や河川整備実施機関の能力強化など、現場レベルの運用・維持管理を主眼においた技術協力プロジェクトも実施してきた。今後、事前防災投資による洪水リスク削減の一層の推進が求められている中、同推進に向けて治水投資の基礎となる新規及び既存の洪水対策マスタープランの策定・改善が急務となっている。こうした中で、これまでの協力では必ずしもフォーカスしてこなかった、インドネシアにおける洪水対策M/Pの理念の形成や、気候変動や都市開発等の現状に対応しうる洪水対策M/P策定に係る更なる能力強化が必要とされている。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### 1. プロジェクト名

インドネシア国防災事前投資に向けた洪水対策マスタープランプロジェクト

#### 2. 事業目的

本案件は、パイロット流域における洪水対策マスタープラン策定を通じたマスタープラン策定・実施体制の整備を行うことにより、公共事業・国民住宅省(PUPR)の洪水対策マスタープランの立案及び実施に係る組織能力強化を図り、もって治水分野の事前防災投資に寄与するもの。

#### 3. 上位目標

インドネシア国において洪水対策M/P実施のための事前防災投資が増加する。

#### 4. プロジェクト目標

洪水対策M/Pの策定の過程を通じて、洪水対策M/Pの立案及び実施に向けた公共事業・国民住宅省（PUPR）の組織能力が強化される。

指標：

- 1 インドネシアの全ての洪水対策M/Pに規定されるべき理念と構成案がPUPR内で認識される。
- 2 上記の理念と構成案を踏まえてパイロット流域で策定された洪水対策M/PがPUPRにより承認される。
- 3 治水投資予算の増加と洪水対策M/Pの実施促進のための手法がPUPR内で認識される。

#### 5. 成果

- 1 洪水対策M/Pの理念が整理され、定着する。
- 2 パイロット流域でOJTを通じて洪水対策M/Pが策定される。

- 3 洪水対策M/Pの実施促進に向けたPUPRの組織能力が向上する。

## 6. 活動

(成果1を達成するための活動)

- 1.1 インドネシアに適した洪水対策M/Pの分析
  - 1.1.1 インドネシアの特性を踏まえた、洪水対策M/Pの内容、策定過程及び策定ガイドライン等に係る現状・課題を分析する。
  - 1.1.2 日本の事例を踏まえ、インドネシアにおける洪水対策M/Pで規定すべき理念及び構成案を検討する。
- 1.2 洪水対策M/Pの理念及び構成案の確定
  - 1.2.1 上記検討を踏まえて、洪水対策M/Pの理念及び構成案を作成する。(例：治水安全度の設定、河道と流域の流量配分、計画高水位等の最低限具備すべき内容及び技術検討手順)
  - 1.2.2 上記理念と構成案を基にしたパイロット活動から得られる好例・経験と教訓を抽出する。
  - 1.2.3 上記パイロット活動の好例・経験と教訓を踏まえ、洪水対策M/Pの理念・構成案を最終化する。
- 1.3 洪水対策M/Pの理念及び構成案の定着化に向けた準備
  - 1.3.1 パイロット活動を実施したPUPR職員による洪水対策M/Pの構成、策定過程を共有するWS/セミナー、スタディツアーを実施する。
  - 1.3.2 法定計画に関する省令の付属資料として組み込まれるための洪水対策M/Pの理念と構成案に関する文書案を作成する。

(成果2を達成するための活動)

- 2.1 パイロット流域の選定
  - 2.1.1 パイロット流域の選定に向けた選定基準に則った現状調査を実施する。
  - 2.1.2 関係機関との協議の上、パイロット流域及び対象流域管理事務所 (BBWS/BWS)<sup>2</sup>を選出する。
- 2.2 パイロット流域における洪水対策M/Pの策定
  - 2.2.1 パイロット流域における自然・地形、水文情報、社会経済条件等のデータ整備状況を把握する。
  - 2.2.2 データ整備状況に応じた洪水対策M/P策定の構成案をPUPR本局およびBBWS/BWSと検討する。
  - 2.2.3 洪水対策M/P作成のためのTKPSDA (Sekretariat Tim Koordinasi Pengelolaan Sumber Daya Air) のような地元流域協議会を設立し、洪水対策MP策定に向けた運営を行う。
  - 2.2.4 パイロット流域において洪水対策M/Pを作成する。
  - 2.2.5 パイロット流域において策定された洪水対策M/Pにおける優先

---

<sup>2</sup> 大流域管理事務所 (BBWS) と流域管理事務所 (BWS) を、ここでは流域管理事務所 (BBWS/BWS) と表記する。

事業の検討を行う。

(成果3を達成するための活動)

- 3.1 洪水対策M/Pの予算獲得に向けたPUPRの組織能力の強化
  - 3.1.1 洪水対策M/Pに対する予算獲得に係る現状と課題を把握する。
  - 3.1.2 洪水対策M/Pに対する予算請求・獲得プロセスを改善するための方策（事業効果の説明を含む）を提案する。
  - 3.1.3 M/Pで策定された洪水対策による事業効果の定量化、可視化のための手順とツールを作成する。
  - 3.1.4 洪水対策M/Pの事業効果の説明手法を確立する。
- 3.2 洪水対策M/Pの実施に向けたPUPRの組織能力を強化する。
  - 3.2.1 洪水対策M/Pの実施に係る現状と課題を把握する。
  - 3.2.2 洪水対策M/Pの実施プロセスの改善に向けた方策を提案する。
  - 3.2.3 洪水対策M/P実施促進に向けた方策を整理し、実践する。

## 7. プロジェクトサイト/対象地域

ジャカルタ（実施機関所在地）及びパイロット流域

## 8. 事業実施体制

(1) 実施機関：公共事業・国民住宅省（PUPR）

① 水資源総局（DGWR）

(ア) 河川・海岸局：河川管理全般の担当部局。メインのC/P機関

(イ) 水資源技術開発局：水資源管理に係る政策的技術担当部局

(ウ) 流域管理事務所（BBWS/BWS）：洪水対策マスタープラン策定・実施の主体者

(エ) 水資源管理システム・戦略局：水資源管理政策・予算・評価の担当部局

(オ) 河川技術センター：河川管理に係る実務的技術担当部局

② 人材開発庁

PUPR全般の人材開発・育成研修に係る担当部局

(2) 協力機関：

① 国家開発企画庁（BAPPENAS）

② 気象・気候・地球物理庁（BMKG）

③ 国家防災庁（BNPB）

④ 土地空間計画省（ATR/BPN）

⑤ 環境林業省（KLHK）

⑥ パイロット流域の地方自治体

## 9. プロジェクト期間

2022年3月～2026年2月を予定（計48ヶ月）

#### 第4条 業務の目的

「インドネシア国防災事前投資に向けた洪水対策マスタープランプロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る基本合意文書（Record of Discussion：R/D）に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、第3条2.の事業目的を達成する。

#### 第5条 業務の範囲

本業務は、JICAとインドネシア政府との間で2021年10月26日に合意した討議議事録（R/D）に基づき実施される。コンサルタントは、「第4条 業務の目的」を達成するために「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、JICAならびに実施機関等に提出するものとする。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

##### 1. 本案件の意義・趣旨等について

##### （1） JICAの防災協力における位置づけ

- JICAの防災協力における課題別事業戦略「防災・復興を通じた災害リスク削減」において、「大都市を中心とする資本集積地域への防災投資実現」を最重要の柱と考<sup>3</sup>え、その内容として、当該国で追求すべき洪水防災の理念を普及・浸透させ、災害リスク削減のための事前防災投資を自己予算で自立発展的に運用されるよう組織の能力強化を図ることとしている。本案件は、インドネシアにおいて以上の実現を目指すものである。
- 本案件は、経済被害軽減の観点から優先流域を選定し、あるべき治水計画及び事業の検討を通して、事前防災投資が自己予算で自立発展的に運用されるよう組織の能力強化を図るものである。

##### （2） インドネシアにおける洪水対策M/Pの現状

- ①インドネシアの現状： 日本の支援により、これまで多くの流域において洪水対策M/Pが策定されてきたが、公共事業省（PUPR）の計画策定能力向上に主眼を置いた協力は行ってきておらず、インドネシア側自身により策定された流域の計画は、十分な技術的な検討を経たとはいえないレベルであるのが実情。
- ②流域単位で最適リスク削減を図るM/Pの必要性： 現在、実施中の「全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査」（インドネシア、フィリピン、ベトナム等アジア12ヶ国を対象）における分析・検討においても、インドネシアに限らず、洪水対策の前提となる基本計画が無い、あっても部分最適の事業リスト的程度なことが多く、流域単位で最適リスク削減を図るM/Pの必要性が改めて明らかになっているところ。
- ③洪水リスクを削減していくという基本は変わらないものの、上記の現状を踏まえ、本案件では、次のような点も踏まえたM/P策定に取り組んでいくことを想定している。

<sup>3</sup> JICAの「グローバル・アジェンダ事業戦略」の1つ「防災・復興を通じた災害リスク削減」の中のクラスター①として「大都市を中心とする資本集積地域への防災投資実現」を設定している。追って公開予定。

- 気候変動の影響や、都市化が進む中での治水（都市化が進み、取り得る対策の選択肢が限られる中で、如何に安全度を上げるか）といった課題を踏まえた M/P を検討
- これまでの M/P 案件では、対象流域での M/P 策定を主眼とし、合わせて付随的な能力強化を行っていたが、本案件では、インドネシアの特性を踏まえた洪水対策 M/P の理念の形成や、能力強化にも力点を置いた協力。

### （3） 本案件のアプローチ（各成果間の関係）

- 本案件では成果 2 においてパイロット流域における M/P の策定を行う。JICA として、洪水による経済被害のポテンシャルが大きく、目指すべき治水安全度からみて構造物対策で削減すべき残余リスクが大きい流域から、優先的に洪水対策を行っていくべきと考えている。
- パイロット流域の M/P 策定が好事例となって、他流域でも事前防災投資による最適なリスク削減を図る M/P の策定が行われることを目指す。  
成果 1 において、他流域で M/P を検討するにあたり参照される、M/P の理念及び構成案の整理を行う。また、M/P の理念及び構成案が確実に参照され、活用されていけるよう位置づけることを目指す。
- また、今回及び今後策定される M/P が事業実施とリスク削減に結実していくことを目指す。  
成果 3 において、治水事業予算の獲得及び事業実施に係る組織能力の強化に取り組む。
- 成果 1、成果 3 のそれぞれにおいて、外部者としての観念的な検討とならないよう、成果 2 のパイロット流域における M/P 策定で得られる知見を十分に活かした上で、取り組むこと。
- 以上のように、各成果を分担して別個に検討して整えていくアプローチではなく、各成果における活動を密接に関係させて、しっかりと成果を出すことが必要。
- プロポーザルの作成にあたっては、上記を十分に認識の上、R/D 附属の PO (Plan of Operation) にとらわれることなく、より効果的な作業計画、要員計画を検討し、提案すること。
- 第 4 章（6） 1）配布資料の「本案件のアプローチ」を参照のこと。

## 2. パイロット流域で策定する M/P、並びに、本案件を通じて定着・普及を目指す M/P に関すること

### （1） M/P の理念及び構成案について

- ここでの M/P の理念とは、M/P 策定の前提となるあるべき治水の基本的な考え方を指す。M/P の理念として整理されるものとして、以下を含むものを想定している。
  - インドネシアの自然・社会の特性
  - 適切な治水安全度の設定
  - 流域全体を対象として最適化された対策を検討する
  - 洪水リスクの抜本的な削減を目指す
- 日本の治水の事例も踏まえ、JICA とも十分に協議し、パイロット流域における M/P 策定において得られる知見も十分に反映しながら、インドネシア側が得心していくプロセスを経て形成していく。
- M/P の構成案については、別紙 1 を参考にし、上記の理念と同様に形成していく。

## (2) パイロット流域の選定 (活動 2. 1)

- パイロット流域の選定は、本案件において特に重要な事項であるため、まずJICAと十分にすり合わせをした上で、インドネシア側との協議に臨むこととする。協議においてはJICAからも出席を想定している。
- 詳細計画策定調査におけるPUPRとの協議の結果、パイロット流域の暫定的な選定基準は以下の通り合意した。
  - (ア) 氾濫リスクエリアにおける経済価値 (資産価値) の評価 (経済被害ポテンシャル)
  - (イ) 過去の洪水実績
  - (ウ) 洪水対策 M/P 策定/改善の必要性
  - (エ) 技術協力としての妥当性
    - ・ BBWS/BWS の能力
    - ・ 河川流域特性
    - ・ 水文解析のためのデータの利用可能性と最新・既存の計画・設計の状況
- 現在、JICAでは「全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査」を行っているところ、この検討結果を活用すること。
- パイロット流域は2流域を想定している。

## (3) 気候変動の考慮

- インドネシア政府では、気候変動の潜在的な経済的損失を削減する目標や各種の計画・政策等の取り組みがはじめられている。一方で、治水対策においては、個別のプロジェクトで気候変動の影響を計画に反映させる試みはあるが、治水計画に気候変動を考慮する具体的な方針や指針はない。
- インドネシアにおいては、計画の策定が途上であり、計画がある地域においても実施促進がうまくなされていない場合があるなどの課題がある。気候変動による更なるリスクを踏まえれば、早急に計画策定をはじめとした治水能力向上に取り組む必要がある。
- 本案件において、気候変動をどのように考慮するかについては、プロジェクト開始後にPUPR及び関係機関と協議上で決定することとする。インドネシア側との協議に臨むにあたっては、事前にJICAやJICA専門家と十分に協議・調整を行うこととする。
- なお、JICAは「気候変動対策能力強化プロジェクトフェーズ2」を行い、その活動の一環として気象気候地球物理庁 (BMKG) に対し長期の気候変動予測のための支援や予測結果の活用を支援している。必要に応じ、同案件を通じた情報収集やインドネシア政府の検討状況の確認等を行うこと。

## 3. 本案件により行う組織能力の強化に関すること

### (1) 法定計画に関する省令の付属資料としての位置づけ (活動 1. 3)

- 水資源法に基づき、水資源管理を流域毎に行うこと、流域毎に水資源管理のため (治水に限らない) の戦略 (POLA) と計画 (RENCANA) を作成すること、流域管理事務所を設置することが定められている。

- 本案件において整理するM/Pの理念及び構成案を、これらPOLA、RENCANAの策定・更新時に、治水関連の検討のために必ず参照される指針として位置付けることを目指す。
- 関連する法規や省令を具体的に確認した上で、実効的に活用されることを念頭に、具体的にどのように位置付けていくかをC/Pと共に検討する。
- 活動1.3.2では、プロジェクト内で確実に行われるべきこととして「法定計画に関する省令の付属資料として組み込まれるための洪水対策M/Pの理念と構成案に関する文書案を作成する」としているが、その重要性に鑑み、文書案の作成のみでなく、作成後もインドネシア側への働きかけ・側面支援を継続し、本案件の期間中に実際に指針として位置付けられることを目指すこととし、そのための時間も念頭に作業計画を検討すること。

## （２）各関係機関の役割と獲得すべき能力

- 各関係機関の役割と獲得すべき能力を以下のとおり想定している。
  - 本省は、M/Pの位置づけ、理念、構成内容、策定プロセスの整理、予算獲得（説明能力含む）の向上、事業実施能力の向上（主に成果1、成果3）。
  - BBWS/BWSは、ローカルコンサルタントを活用しながら主体となってM/Pを策定。ローカルコンサルタントへの適切な指導を行う能力も必要。
- プロジェクト当初に各関係機関の役割と獲得すべき能力をより明確化した上で、十分意識して業務に取り組むこと
- PUPRの人材開発庁も本案件には関心がある。PUPR職員が必須で受講する研修に本協力の成果を取り込むなどの活用方法も検討・提案する。
- 今後、インドネシア政府が自らM/Pを策定することを想定して支援するものであり、本案件においても、再委託等により、ローカルコンサルタントを活用の上、ローカルコンサルタントへの指導をOJTで学びながら、M/P策定に取り組むことを想定している。

## （３）予算獲得に向けた組織能力の強化（活動3. 1）

- PUPRの治水担当部局である水資源総局が占めている予算は、年間約10%ずつ増加。これら予算は必ずしも治水事業のための予算ではなく、治水予算は十分ではないが、予算としては増加傾向にある環境の中で、事業の提案力を強化していくことにより、治水事業の予算を増やしていくことが可能となると考えている。また、今後、インドネシアが中進国となっていく中で、治水担当部局が自国予算を獲得し、治水事業を進めていくことがより重要となる。
- 予算要求や事業化を進めていく上での課題について、現時点での仮説としては、関係部局や地元ステークホルダーに対する予算獲得のための説得力が不足していることがあると見立てている。策定するパイロット流域におけるM/Pをもとに、事業効果を定量化・可視化することにより、関係部局や地元ステークホルダーに対する事業効果説明力を向上させることを想定している。
- 協力開始後に現地にて、改めて現状と課題の把握を行い、その結果を踏まえてより具体的な対応を検討していくこととする。なお、具体化に際しては、予算要求・事業化の課題について、地先別単年度別執行ではなくプロジェクト型総額の執行とするなど、予算執行の観点も含めて検討や提言を行うこと。

#### (4) 実施に向けた組織能力の強化 (活動3. 2)

- 現状、M/Pがある流域においても、計画と事業執行に乖離があり、実施促進に課題が生じているが、ボトルネックが何であるかは、明確ではない。
- 本プロジェクトにおいて、計画に基づく事業実施・事業促進の課題を洗い出し、改善策を検討する。
- また、計画と実施の乖離がある場合のM/Pの定期的な見直し等、M/Pと実施の乖離が生じた場合の対応についても検討・提言を行うこと。

#### 4. その他、本案件全体に関すること

##### (1) 本案件の名称に関すること

- 本案件は、M/P策定のみではなく、能力強化を目指す案件として要請された。詳細計画策定調査における協議を通じ、PUPRの洪水対策MP策定並びに実施に係る能力強化を主眼におき、また上位目標として治水分野における防災事前投資の促進を目指すことが確認された。一方で、PUPRからの説明において、案件名に「Capacity Enhancement」のキーワードを入れると、インドネシア政府内の扱いとして、メインのC/Pが人材開発庁として認識され、洪水対策M/Pの策定責任局である河川・海岸局がメインのC/Pにはなれない懸念が示された。上記の案件の趣旨は双方理解しているところであることから、R/Dの英文案件名称に「能力強化」の文言が入っていない。

##### (2) JICA専門家等との協力

- DGWRにはJICA個別専門家「統合水資源管理政策アドバイザー」を派遣し、DGWRの能力強化および、インドネシアの水資源管理行政全般への支援を行っている。本案件実施の要所で同専門家から助言がある予定であるため、これに十分に対応するとともに、適時・適切な情報共有を行うこととし、密接な連携・協力を行うこと。なお、同専門家には本来業務があるため、同専門家に過度の負担がかからないよう留意すること。
- また、本案件においては、「チーフアドバイザー／洪水対策」としてJICA直営の長期専門家が別途派遣される可能性がある。長期専門家が派遣されることとなった場合には、主にプロジェクトの統括や総合的な進捗管理、インドネシア政府との全体調整、主に行政の観点から洪水対策に係る指導が行われる予定。受注者は、長期専門家の助言を得ながら、「第7条 業務の内容」に記載の活動を実施する。なお、現時点では派遣の可能性は未定であるため、同長期専門家の派遣が無い前提でプロポーザル作成を行うこととする。
- JICAは、必要に応じ、別途、「洪水対策」の短期専門家、あるいは、運営指導調査団を派遣し、パイロット流域選定や洪水対策M/Pの理念及び構成案を含む本プロジェクトの重要事項に係る運営指導あるいは助言を行うことを検討している。受注者は、同調査団の派遣・活動に協力を行うとともに、同調査団からの助言を踏まえて事業を進めることとする。受注者からJICAに対し、派遣の必要性を提案することもできる。

##### (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況に関し、JICAに提言を行うことが求められる。

- また、当面の間は新型コロナウイルス感染症の影響で渡航に制約があると想定され、遠隔での協議と国内作業を中心とした活動が想定される。こうした中でも効果的・効率的に業務を進めていく方法を検討し、プロポーザルにて提案すること。渡航再開後も、現地隔離期間等の影響を受けることが想定されるため、現地傭人の活用、1渡航当たりの現地活動期間を長めに設定する等の渡航計画を検討し、適切な業務計画をプロポーザル内で提案すること。

#### (4) JICAとの協議・打合せ及び報告書案の提出等

- 本業務は、「第6条 実施方針及び留意事項」及び「第7条 業務の内容」に記載のとおり、プロジェクトの各段階で、逐次JICAへの報告・説明・協議をすることになっている。このため、受注者は以下の点に留意すること。
  - JICAへの報告・説明・協議に要する時間を見込んで業務工程を計画すること。
  - JICAとの協議・打合せを効率的に進めるために、打合せ資料をメール等で事前送付し、予めJICA担当者が資料の内容を確認できる時間を確保すること。
  - JICAとの協議・打合せ終了後、速やかに議事録を作成し、JICA担当者の内容の確認を受けること。
  - 業務の各段階において作成・提出する報告書等について、JICA側の十分なレポート案のレビュー時間を確保すること。

#### (5) 環境社会配慮

- 本格プロジェクト段階では、初期段階にスコーピング案についてステークホルダー協議(SHM)で説明する。そこでのコメントを反映しつつプロジェクトを進め、プロジェクト終盤に戦略的環境アセスメント(SEA)の結果をSHMで説明という二段構えで進める。

#### (6) 広報活動

- 業務実施にあたっては、本案件の意義、活動内容とその成果をインドネシア側及び我が国の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクト開始後、積極的かつ効果的な広報に努めること。プロジェクトのウェブページの作成等を含む。具体的な活動計画について、プロポーザルで提案すること。  
必要な経費については、本見積りに含めること。

### 第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、R/D 附属のPDM (Project Design Matrix) の成果毎の活動に沿った記載をしているため、必ずしも時系列に沿った記載をしている訳ではない。コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び技術移転・現地活動方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始後にC/Pの能力向上やプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAとの協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

## 1. 全体に関する業務

### (1) ワークプラン(W/P)の作成、提出・説明・協議

詳細計画策定調査にて収集した関連資料等の内容を分析するとともに、現地活動での作業内容、重点項目を把握する。その上で、プロジェクトの基本方針、活動内容、実施体制、工程及び現地活動における作業計画・手法の詳細を検討する。

プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程及び現地活動計画、手法、技術移転方針を明示した W/P を取りまとめる。W/P は可能な限り具体的かつ詳細な記述を行い、各業務の目的は何か、他の業務とどのように関わってくるか、C/P が果たす役割は何か、C/P の業務量はどの程度か等について C/P 側が具体的にイメージを持つことができるよう配慮する。W/P をインドネシア側に提示し、説明及び協議を行い、プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程、現地活動計画、手法、インドネシア側便宜供与、C/P の配置等について、現地にて再度確認し必要事項につき合意を得る。

### (2) 基本情報の収集

以下を含む情報を把握しておくことが考えられるが、網羅性よりも、インドネシア側と協議・議論していくために現状・課題を把握するために必要な情報として把握する。

＜全国的に把握しておくべき情報＞

- ・ 洪水対策 M/P の位置づけ、策定方法、基準およびガイドライン
- ・ 洪水対策 M/P の策定状況（JICA、他ドナー、自国等あらゆる主体を含む）及びその計画概要（基本方針、確率規模、基本高水、計画高水、流量配分図、主要提案対策の概要）
- ・ 策定された洪水対策 M/P の活用方法
- ・ 洪水対策 M/P への気候変動影響の適用状況（政策、制度、解析実施状況・採用している気候変動シナリオ等）
- ・ 洪水対策 M/P に関する計画・設計・施工、維持管理・運用マニュアル
- ・ 法定計画に関する省令の付属資料として組み込まれるプロセス
- ・ 自然条件（地形・地質、水文・水利、気象・海象、既往洪水と被害等）の概況
- ・ 社会条件（人口、資産、公共施設、土地利用等）の概況

また、主にパイロット流域確定後に当該流域に係る情報を収集することを想定するが、個別の流域に関し把握しておくべき事項としては、以下を含むと考えられる。

＜個別の流域について把握しておくべき情報＞

- ・ 自然条件（地形、河道特性、深淺汀線、地質、気象、水文、海象、潮位、土砂生産・流出・流下土砂量、河床変動・土地被覆）
- ・ 社会条件（人口、資産、公共施設、土地利用など）
- ・ 水関連災害の記録、過去の洪水被害（当該流域における過去の洪水被害に関する情報を収集・整理する。また、洪水痕跡についても可能な限りの

情報を収集し、過去の洪水被害の実態を調査する。可能であれば、下流域における洪水タイプを明らかにする。）

- ・ 既存洪水対策 M/P の策定経緯（JICA、他ドナー、自国等あらゆる主体を含む）及びその計画概要（基本方針、確率規模、基本高水、計画高水、流量配分図、主要提案対策の概要）
- ・ 河川構造物（ダム、遊水地・調整池、堤防・護岸、水門・樋門、取水施設、灌漑用水路等（治水目的以外の施設））。またその、建築年・整備状況。

## 2. 成果1に関する業務

### （1）インドネシアに適した洪水対策M/Pの分析【活動1.1】

【活動1.1.1】 洪水対策M/Pの内容、策定過程及び策定ガイドライン等に係る現状・課題を分析する。

【活動1.1.2】 日本の事例を踏まえ、インドネシアにおける洪水対策M/Pで規定すべき理念及び構成案を検討する。

第6条1.（3）「本案件のアプローチ（各成果間の関係）」、同2.（1）「M/Pの理念及び構成案について」や別紙1「洪水対策計画（M/P）策定の技術協力に向けた視点の整理」を踏まえ、以下の検討・作業を行い、インドネシアの特性を踏まえた洪水対策 M/P の理念及び構成案の素案を検討する。

- 既存資料・情報からインドネシアにおける自然的・社会的特性を分析し、M/P策定の際に考慮すべき事項を整理する。
- DGWRが主体となって策定された近年の洪水対策M/P、あるいはそれに準じる調査報告書とその対象流域の水資源管理政策(POLA PSDA)、水資源管理計画(RENCANA PSDA)を複数収集し、精査する。具体的には、治水安全度が適切に設定されているか、対策が流域全体で最適化されているか等の評価項目を設定し、既存計画を評価する。なお、M/Pの評価項目と評価の考え方については、プロポーザルで提案することとする。
- 特に、適切でないと判断される場合には、その要因を明らかにする。洪水対策M/P策定の担当者にヒアリングを行い、課題の抽出を行う。さらに、洪水対策M/Pが未策定の流域について関係者にヒアリングを行い、洪水対策M/Pが策定できていない理由や課題の抽出を行う。
- 日本の河川法をはじめとする関係法令や国・自治体の治水計画及びガイドラインを参照する。

### （2）洪水対策M/Pの理念及び構成案の確定【活動1.2】

【活動1.2.1】 上記検討を踏まえて、洪水対策M/Pの理念及び構成案を作成する。

【活動1.2.2】 上記理念と構成案を基にしたパイロット活動から得られる好例・経験と教訓を抽出する。

第6条1.（3）「本案件のアプローチ（各成果間の関係）」、同2.（1）「M/Pの理念及び構成案について」や別紙1「洪水対策計画（M/P）策定の技術協力に向けた視点の整理」を踏まえ、以下の検討・作業を行い、パイロット流域における M/P 策定を通じて得られた経験・教訓を活用した、洪水対策 M/P の理念・構成案を策定する。

- 仮説としての理念及び構成案を検討し、DGWRとの協議・検討を行う。

- パイロット流域におけるM/P策定を通じた随時・策定後のレビューをC/Pと共にやる。
- レビューから得られた好例・経験と教訓を参照・活用できる事例集として整理する
- 検討にあたっては、水平展開を念頭にインドネシア国内の流域管理事務所間の技術力のギャップにも留意すること。

### (3) 洪水対策M/Pの理念及び構成案の定着化に向けた準備【活動1.3】

【活動1.3.1】パイロット活動を実施したPUPR職員による洪水対策M/Pの構成、策定過程を共有するWS/セミナー、スタディツアーを実施する。

【活動1.3.2】法定計画に関する省令の付属資料として組み込まれるための洪水対策M/Pの理念と構成案に関する文書案を作成する。

洪水対策 M/P の理念及び構成案の定着に向け、以下の業務を行い、他流域への普及を図る。

- DGWR本省、人材開発庁並びにパイロット流域のBBWS/BWSの共催によるWS/セミナー、スタディツアーの開催。開催回数及び規模はインドネシア側と協議し決定することとするが、パイロット流域 1ヶ所につき50名規模のWS/セミナー1回と、30名規模の3日間程度のスタディツアー1回を開催することを想定する。必要な経費を別見積りとすること。

また、第6条3.(1)「法定計画に関する省令の付属資料」を踏まえ、以下の検討・作業を行い、洪水対策 M/P の理念と構成案を省令の付属資料として組み込みを図る。

- DGWR並びにPUPRの法務関係部局と協働で、最終化した洪水対策M/Pで規定すべき理念、構成を法定計画の付属資料として文書化する。
- 第6条3.(1)に記載のとおり、文書案の作成のみでなく、作成後もインドネシア側への働きかけ・側面支援を継続し、本案件の期間中に実際に指針として位置付けられることを目指す。

## 3. 成果2に関する業務

### (1) パイロット流域の選定【活動2.1】

【活動2.1.1】パイロット流域の選定に向けた選定基準に則った現状調査を実施する。

【活動2.1.2】関係機関との協議の上、パイロット流域及び対象流域管理事務所(BBWS/BWS)を選出する。

第6条2.(1)「M/Pの理念及び構成案について」、同(2)「パイロット流域の選定」を十分に踏まえ、JICAとも十分に協議を行った上で、以下の検討・作業を行い、洪水対策M/P策定の対象となるパイロット流域を選定する。

- 全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査による結果を活用し、インドネシア側との協議に向けてJICAと十分に協議する。
- PUPR本局を中心とした関係機関と議論し、パイロット流域及び対象流域管理事務所(BBWS/BWS)を選定する。対象は2流域程度を想定する。

## (2) パイロット流域における洪水対策M/Pの策定【活動2.2】

【活動2.2.1】パイロット流域における自然・地形、水文情報、社会経済条件等のデータ整備状況を把握する。

【活動2.2.2】洪水対策M/P策定の構成案をPUPR本局およびBBWS/BWSと検討する。

【活動2.2.3】洪水対策M/P作成のための地元流域協議会（TKPSDA：Sekretariat Tim Koordinasi Pengelolaan Sumber Daya Air：Water Resources Coordination Team）を設立し、洪水対策M/P策定に向けた運営を行う。

【活動2.2.4】パイロット流域において洪水対策M/Pを作成する。

【活動2.2.5】パイロット流域において策定された洪水対策M/Pにおける優先事業の検討を行う。

第6条2. (1) 「M/Pの理念及び構成案について」、同(2) 「パイロット流域の選定」、別紙1「洪水対策計画(M/P)策定の技術協力に向けた視点の整理」、別紙2「M/P策定における作業項目案」を踏まえ、JICAとも十分に協議を行いながら、以下の検討・作業を行い、インドネシア及び対象流域の自然・社会の特性を踏まえ、適切な治水安全度を設定し、既存の計画・事業にとらわれず流域全体を対象として最適な対策を検討し、洪水リスクの抜本的な削減を目指す洪水対策M/Pの策定を行う。

- 流域を選定後、M/P策定の進め方に関しJICAと十分に協議を行った上で、作業に着手すること。
- パイロット流域において洪水対策M/Pを策定するために必要なデータについて、その整備状況を把握の上、収集する。第7条1. (2)も参照のこと。
- 降雨データや災害履歴、土地利用等の関係機関から入手する必要があるデータについては、対象流域管理事務所のC/Pが主体となってこれらの関係機関と連絡を取り入手するよう工夫すること。その際には、今後の連携継続の体制とその課題についても議論すること。
- 洪水対策M/P策定に必要な自然条件（河川測量等）や環境社会等の調査を再委託によって実施する。
- 各種データ整備状況を精査の上で、技術的検討手法について、PUPR本局及びBBWS/BWSと協議する。手法の検討については、BBWS/BWSのC/P職員が主体となって実施できる手法を中心に検討するとともに、今後のC/P職員及び現地民間コンサルタントの技術力の向上やデータ整備状況の改善を念頭に、より精緻・高度な検討手法についても議論を行うこと。
- M/P策定のプロセスの中で、先方とも協議を行い、必要に応じて流域協議会を設立し、地方自治体、学識経験者、NGO、コミュニティ代表等から意見を聴取する。なお、設立する場合には、日本における流域協議会の運営方針やインドネシア法令に定めるTKPSDAの設立要件を参照するものとする。協議回数はワークスケジュールに基づいて議論するものとするが、M/P策定着手時、最終協議時の2回程度を想定する。
- 洪水対策M/Pにおいて提案する事業に関しては、単なる事業のリストアップではなく、構造物・非構造物対策を合わせた総合的なリスク削減策を示すことを想定しており、事前防災投資の促進につながるような工夫を行うこと。また、流域全体のリスク削減を考慮した各事業の優先度や中長期の実施計画、適切な整備手順を示すこと。
- 洪水対策M/Pにおいて提案された優先事業について、短期の事業実施を目指した検討を行うこと。

#### 4. 成果3に関する業務

##### (1) 洪水対策M/Pの予算獲得に向けたPUPRの組織能力の強化【活動3.1】

- 【活動3.1.1】洪水対策M/Pに対する予算獲得に係る現状と課題を把握する。
- 【活動3.1.2】洪水対策M/Pに対する予算請求・獲得プロセスを改善するための方策（事業効果の説明を含む）を提案する。
- 【活動3.1.3】M/Pで策定された洪水対策による事業効果の定量化、可視化のための手順とツールを作成する。
- 【活動3.1.4】洪水対策M/Pの事業効果の説明手法を確立する。

第6条1. (3)「本案件のアプローチ（各成果間の関係）」、同3. (3)「予算獲得に向けた組織能力の強化」を踏まえ、以下の検討・作業を行い、洪水対策M/P実施のための予算獲得に向けたPUPRの組織能力の強化として、事業効果の説明手法の確立や策定を行う。

- PUPRにおける公共事業予算請求の要件及びプロセス、また近年の予算に対する執行状況をPUPR本局にヒアリングし、現状と課題の把握を行う。課題の抽出にあたっては、中長期の洪水対策M/P実施という観点に留意する。
- パイロット流域での洪水対策M/P検討作業を踏まえて、具体的な事例に応じた現状・課題の把握を行う。
- 事業効果の説明方法については、財政当局への説明と共に、事前防災投資の促進に向けた社会意識の醸成を目指した地元自治体や一般向けの説明方法についても検討する。
- パイロット流域での洪水対策M/P結果を材料として、事業効果の説明に資するための定量化、可視化の手順を検討し、地図や図表を用いたツールを作成すること。検討にあたっては、水平展開とPUPR水資源総局での標準化を念頭において議論を行う。
- BBWS/BWSからPUPR本局、PUPR本局から財務部局・当局への事業効果の説明手法を手順書として取りまとめ、関係機関に確認する。

##### (2) 洪水対策M/Pの実施に向けたPUPRの組織能力を強化する。【活動3.2】

- 【活動3.2.1】洪水対策M/Pの実施に係る現状と課題を把握する。
- 【活動3.2.2】洪水対策M/Pの実施プロセスの改善に向けた方策を提案する。
- 【活動3.2.3】洪水対策M/P実施促進に向けた方策を整理し、実践する。

第6条1. (3)「本案件のアプローチ（各成果間の関係）」、同3. (4)「実施に向けた組織能力の強化」を踏まえ、以下の検討・作業を行い、洪水対策M/Pの実施に向けたPUPR組織能力強化に向けた方策を検討し、実践する。

- 洪水対策M/Pの実施状況について関係機関にヒアリングを行い、技術面、用地取得、環境社会配慮、予算等の観点から現状・課題の把握を行う。
- パイロット流域での洪水対策M/P検討作業を踏まえて、具体的な事例に応じた現状・課題の把握を行う。
- パイロット流域を対象に、PUPRやBBWS/BWSの所掌の範囲内で短期的に実施可能な方策を実践し、その過程で発生した課題について議論する。
- 抽出した課題に対して改善するための方策とその実施に向けた方法やボトルネックについて検討し、関係機関と協議・整理する。
- 他関係機関の関与が必要な方策については、本局レベル、地方事務所レベルでそれぞれ協議を行い、その実践に向けた議論を行う。

## 5. 研修等

### (1) 本邦研修

本案件に深く関わる実施機関の関係者に対する本邦研修を行う。現時点で想定する研修の概要は以下のとおりである。なお、時期、研修・視察の内容等について、プロポーザルで提案し、必要な費用は別見積りとする。また、研修計画の立案にあたっては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に従い、JICA に事前に相談し、承認を得るものとする。

- ▶ 治水行政  
 期間：2022 年度内の 1 週間  
 人数：6 名  
 参加者：PUPR 水資源総局ならびにパイロット流域管理事務所の幹部レベル
- ▶ 洪水対策 M/P 策定  
 期間：2023 年度内の 2 週間  
 人数：10 名  
 参加者：PUPR 水資源総局ならびにパイロット流域管理事務所の実務レベル

## 第 8 条 報告書等

次の報告書等を JICA の指示に従い、JICA が指定する場所に提出する。記載事項及び部数は以下の通りとする。なお調査期間中、報告書に限らず、各種協議、レポート提出等のタイミングにおいて、JICA 本部及び JICA インドネシア事務所へのタイムリーな報告を行うこと。

本案件の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約の最終報告書は⑧業務完了報告書とし、提出期限を2026年2月20日とする。

レポート名	提出時期	部数	提出先
① 業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：3部 電子データ	JICA
② ワーク・プラン	2022年4月上旬	英文：3部 電子データ	JICA及びC/P
③ 改訂ワーク・プラン	2022年7月上旬 * 事業開始後3カ月を目途に行う詳細工程作成に伴い内容を更新すること	電子データ	JICAおよびC/P
④ モニタリングシート	業務開始から半年ごと	電子データ	JICA及びC/P
⑤ 業務進捗報告書 1	2022年10月中旬	和文：3部 英文：3部 電子データ	JICA
⑥ 業務進捗報告書 2	2023年10月中旬	和文：3部 英文：3部 電子データ	JICA

⑦ パイロット流域における洪水対策マスタープラン	2025年4月上旬 流域ごとに取り纏める		
⑧ 業務完了報告書	2026年2月20日まで なお、ドラフトを2か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚	JICA
プロジェクトブリーフノート	2022年9月下旬 2023年9月下旬 2024年9月下旬 2025年9月下旬の4回	電子データにて提出 (日・英)	JICA

(注) 上記の部数に、打合せ・協議の際に用いるものは含んでいない。

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

**1. 洪水対策担当組織の洪水対策 M/P 策定能力を把握するための「必要な視点」  
(素案)**

- (1) 技術的検討に基づいた洪水対策 M/P があるか。その作成者／支援者は誰か。  
【洪水対策 M/P の内容は以下〈例〉参照】
- (2) M/P は対象流域全体を包括して検討しているか。
- (3) 適切な治水安全度が設定されているか。
- (4) 設定した治水安全度に基づく適切な基本高水、計画高水等の計画流量が設定されているか。
- (5) 治水安全度、計画流量の設定に際し、科学的・技術的分析・検討に基づいて設定されているか。【技術的分析は以下〈例〉参照】
- (6) 河道、貯留施設等の流量配分が適切に検討されているか。(ダムなど流域で貯留する流量、河道が受け持つ流量などの配分が設定されているか)
- (7) 上下バランスを考慮した適切な検討がなされているか。
- (8) 主要観測地点を定めているか。また、その地点で整備目標とする流量を定めているか。
- (9) 洪水対策 M/P を検討するための技術的河川調査・解析(水文解析、氾濫解析など)を実施する体制・能力があるか(民間コンサルタントも含めて)。【技術的河川調査は以下〈例〉参照】
- (10) 予算及び実施の観点から実現可能な対策とされているか。
- (11) 河川施設整備の目標年が定められているか。
- (12) 長期的(数十年)視点から段階的な整備が検討されているか。
- (13) 洪水対策 M/P を策定するための法律・省令・規程があるか。
- (14) 洪水対策 M/P を策定するためのガイドライン・マニュアルがあるか。
- (15) 流域協議会などステークホルダーと協議する場が設けられているなど、合意形成、事業促進の方策がとられているか。

**〈例〉**

◆洪水対策 M/P の内容

1. 流域・河川の概要と洪水対策の歴史
2. 現在の状況と課題
3. 洪水対策計画の目標
  - 1) 目標とする安全度、目標とする流域雨量
  - 2) 流域の流出解析に基づく基本高水流量
4. 洪水対策の実施

- 4-1. 洪水の防止または被害の軽減
  - 1) ダム、貯留施設、流域の洪水対策および河道の決定
  - 2) 河川が共有すべき高水位の設計
  - 3) 河道計画・施設規模等の検討
- 4-2. 河道の適切な利用と正常な機能
- 4-3. 河川環境の改善・保全
- 5. プロジェクトのロードマップの策定

◆ 洪水対策 M/P 調査に必要な技術的調査・分析手法

- i. 気象／水理観測
- ii. 水文学的解析（流出解析、頻度解析など）
- iii. 河道特性調査（地形調査、河床材料調査等）
- iv. 河川の洪水に関する水理解析
- v. 河床変動、河床材料変化、土砂輸送の解析
- vi. 氾濫解析
- vii. 経済評価
- viii. 洪水リスク評価
- ix. 災害被害調査
- x. 河川環境調査 など

## 2. 上記視点を確認するために情報収集すべき項目例

### I. 洪水対策 M/P 策定にかかる体制

#### I - 1 組織

- 1) 組織にかかる情報：洪水対策 M/P の策定、実施、モニタリングとレビューの体制
  - 部門名称、管轄内容、役割/権限
  - 組織図
  - 職員数・教育レベル
  - 予算/支出

#### I - 2 法律と政策の枠組み

- 1) 洪水対策 M / P の計画、実施、運用、維持管理にかかる法律/規制/基準/政策/戦略
- 2) 洪水対策 M / P を承認するための法的プロセス
- 3) プロジェクト実施と支出のための制度・手続き

- 4) 予算申請の制度・手続き
- 5) ガイドライン、マニュアルまたは基準の制度化にかかる法的プロセス
- 6) 流域協議会の役割、メンバー、会議の頻度など
- 7) 洪水対策に関連するフォーラム、評議会、委員会の有無

#### I - 3洪水対策M/P策定の役割分担

- 1) 洪水対策の策定並びに策定に必要な調査・分析を行う部局の役割
- 2) 民間コンサルタントが調査・分析を行っている場合の、洪水対策担当部局の役割
- 3) 洪水対策の策定に係る本省、流域管理事務所間の関係/所掌区分
- 4) 洪水対策の策定に係る本省と他の省庁との関係/所掌区分
- 5) 洪水対策の策定に係る本省と地方自治体の関係/管掌区分
- 6) 洪水対策 M/P に関連する災害サイクルの管理・対応に関する洪水対策担当部局の責務・所掌

#### I - 4 ガイドライン、マニュアル、技術評価

- 1) 洪水対策 MP の策定、実施、モニタリング、レビュー等の技術基準/ガイドラインの有無
- 2) 技術基準/ガイドライン策定、技術評価と承認を実施する組織の有無

#### I - 4 洪水対策M/Pの実施とモニタリング

- 1) 洪水対策 MP 実施に向けた予算状況
- 2) 洪水対策 MP の実施に関するモニタリングの方法
- 3) 洪水対策予算、MP（計画）、実施の乖離（ギャップ）
- 4) 乖離が生じている政策、法的枠組みや予算などの課題

#### I - 6 能力開発

- 1) 洪水対策 M/P 策定に関する能力開発の担当部局
- 2) 洪水対策 M/P 策定に関する人材育成・能力強化計画の有無

#### 参考 日本の河川計画の定義

引用元：[河川砂防技術基準 計画編 技術資料](#)

**河川整備基本方針**においては、全国的なバランスを考慮し、また個々の河川や流域の特性を踏まえて、水系ごとの長期的な整備の方針や整備の基本となるべき事項を定めなければならない。また、**河川整備計画**においては、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、地域住民のニーズなどを踏まえた、おおよそ20～30年間に行われる具体的な整備の内容を定めなければならない。

◆河川整備基本方針においては、以下の事項を定めることを基本とする。

- 1) 当該水系に係わる河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 2) 河川の整備の基本となるべき事項
  - ① 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
  - ② 主要な地点における計画高水流量に関する事項
  - ③ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅に関する事項

- ④ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項
- ◆河川整備計画においては、以下の事項を定めることを基本とする。
- 1) 河川整備計画の目標に関する事項
  - 2) 河川の整備の実施に関する事項
- ① 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
  - ② 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

## 別紙2 M/P策定における作業項目案

選定された流域におけるM/P策定における想定される作業項目には以下を含む

- (1) 既存資料のレビュー及び基礎情報の収集・整理
- (2) 既往洪水対策の評価
- (3) 河川測量
- (4) 河床材料調査
- (5) 水文統計解析
- (6) 計画規模、計画対象降雨の設定
- (7) 流出解析の初期検討
- (8) 河川構造物等の調査
- (9) 設計基準の提案
- (10) 評価軸の提案
- (11) 環境社会配慮
- (12) 事業実施／運営・維持管理体制の調査と提案
- (13) 治水計画の初期検討の評価
- (14) 河川境界の設定案の作成
- (15) 土質地質調査
- (16) 流出解析
- (17) 氾濫解析
- (18) 河床変動解析
- (19) 構造物対策の基本設計案の作成
- (20) 非構造物対策の現状の評価
- (21) 非構造物対策の検討及び提案
- (22) 優先プロジェクトの選定
- (23) 整備手順
- (24) 事業効果の提示方法の検討及び提案

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2022年3月より業務を開始し、全体期間は2026年2月までの48ヵ月とする。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約75人月（現地71人月、国内4人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- 1 業務主任者／河川計画（2号）
- 2 河川調査／水文解析/流出解析／気候変動
- 3 水資源管理
- 4 地形・地質／土砂管理
- 5 河川構造物計画・維持管理（3号）
- 6 環境社会配慮
- 7 都市計画・土地利用計画／地方防災計画
- 8 非構造物対策／洪水警報
- 9 経済性評価
- 10 組織能力強化／予算管理（3号）

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- M/P 策定のための自然条件調査（測量等） 2 流域
- 環境社会配慮ベースライン調査 2 流域

### (4) 供与機材・事業用物品

R/Dに定める供与機材はない。業務に必要となる事業用物品があれば、プロポーザルで提案し、その経費は本見積書に含めること。

### (5) 相手国側の便宜供与

#### ① カウンターパートの配置

第3章 特記仕様書案 第3条8.（1）に記載の実施機関にプロジェクト担当者を配置

#### ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

- ・PUPR 本省ならびにパイロット流域管理事務所のオフィススペース
- ・オフィススペースにかかる電気光熱費等（電気、水、通信、安全管理）
- ・プロジェクト活動に伴う費用（C/P の日当、旅費含む）

#### ③ データの提供

(6) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請書
- 詳細計画査定調査結果
- 詳細計画策定調査報告書
- R/D
- 本案件のアプローチ
- 「全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査」案件概要表

2) 公開資料

- 「河川流域機関総合水資源管理能力向上プロジェクトフェーズ1」終了時評価調査報告書  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12032777.pdf>
- ブランタス・ムシ川における気候変動の影響評価及び水資源管理計画への統合プロジェクト 最終報告書（第一巻）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12353066.pdf>
- 同報告書（第二巻）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042221.html>
- インドネシア共和国 気候変動対策プログラム・ローンに係るモニタリング支援調査2011年政策マトリクス報告書 ファイナル・レポート(要約)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12114260.pdf>
- チタルム川上流支川流域洪水対策セクターローン準備調査 ファイナルレポート  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12013397.pdf>
- ウォノギリ多目的ダム貯水池堆砂対策計画調査最終報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000172790.html>

以上